

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 3 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	コートジボワール及び全途上国
語学の種類	英語（フランス語ができると望ましい）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コートジボワールは 2011 年の内戦終結後は GDP 成長率平均 7%以上の高成長を実現しており、西アフリカ経済通貨同盟の約 4 割の経済規模を占める、地域を牽引する中核的な国である一方、母子保健指標は、妊産婦死亡率（出生 10 万対）、新生児死亡率（出生千対）、5 歳未満児死亡率（出生千対）がそれぞれ 385、30、74 と、サブサハラアフリカ平均と同水準に留まっており、活発な経済成長の一方で母子保健指標の改善は十分ではない。

妊産婦死亡の主要な原因である 3 つの遅れは、「受診の決断の遅れ」、「アクセスと搬送の遅れ」、「治療の遅れ」であるが、同国ではそれぞれの割合が 29 %、15 %、56 %と、適切なタイミングでの受診と医療従事者のアセスメント能力が妊産婦死亡率を下げるための課題である。また、政府が推奨する 4 回の産前健診受診率は約 49%、産後検診は 38%であり、医療機関受診を通じた健康リスクの特定を困難にしている。

医療機関へのアクセスに関しては、国民の 80%が医療施設から 5km 圏内に居住しているが、機材の整備や維持管理、医薬品の供給や備蓄等の施設マネジメントに課題が残っている、また、コミュニティにおいて社会文化的背景や歴史的背景により住民の保健システムに対する信頼が不足していることから住民と医療従事者の協力関係が希薄となっており、適時の受診を困難としている。加えて、多くの妊婦は一次医療施設にて助産師の介助のもと出産するが、医療従事者の妊産婦ケアスキルが十分ではなく、妊産婦の状態に応じた適切な処置やリファラル搬送にも課題がある。一方で、都市部においても自宅出産や未資格の出産介助者による助産行為が比較的多いとされ、二次病院以上で出産管理を行う産婦人科医の中には、妊婦や家族への人間的配慮に欠けた対応が報告されるなど、産科施設の管理運営全体に「人間的ケア」の視点が不足していると指摘されている。

同国政府は「国家保健開発計画 2021-2025」において母子保健を優先課題に据え、妊産婦死亡率を 377（出生 10 万対）まで下げることが目標に、保健ピラミッド各層のマネジメント強化、医療施設の建設・改修やコミュニティヘルスワーカーを通じた医療アクセス改善、助産師及び産婦人科専門医を含む保健医

療人材の育成促進と能力強化、医療サービスの質改善に取り組んでいる。

JICAは同国での妊産婦及び新生児死亡の削減に貢献するべく2019年7月から5年間の技術協力プロジェクト「妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト」を実施、母子継続ケアに関する4つの構成要素（レファラル体制強化、コミュニティ連携、施設運営改善、ケアの質向上）の検証及びそれら要素を概念としてコンセプトノートに整理した。更に2025年7月には保健・公衆衛生・国民皆保険省の母子保健担当行政官を対象に実施した国別研修「母子保健システム強化」でのコンセプトノートの実践に向けた議論を経て本事業は要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員、保健プログラムアドバイザー（JICAが別途契約中のコンサルタント）等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、以下英文で作成することになっている文書については、機会翻訳を用いて仏文に変換の上、通訳やコートジボワール事務所ナショナルスタッフ等の確認を得る。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年8月下旬～2026年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報を収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 本案件に係るジェンダー主流化、障害主流化、気候変動対策を通じた人間の安全保障の実現に関する情報について、それぞれの参考資料¹を通じて参照・確認し、質問票や現地調査を通じて調査・分析すべき事項を整理する。
- ③ コートジボワール側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出

¹ ①JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き、②JICA事業における障害主流化の推進ガイダンスノート-保健医療、③気候変動対策を通じた人間の安全保障及びSDGs達成への貢献

する。

- ④ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2026年9月上旬～2026年9月中旬)

- ① JICAコートジボワール事務所、保健プログラムアドバイザー等との打合せに参加する。
- ② コートジボワール側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (WHO、UNICEF、UNFPA等) の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M: Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM (案) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

² 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAコートジボワール事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026年9月下旬～2026年10月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準及びジェンダー主流化、障害主流化、気候変動対策を通じた人間の安全保障の実現の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。事業事前評価表（案）は9月下旬に一度ドラフトを提出すること。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

(1) 業務完了報告書

2026年10月9日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 9 月 5 日～9 月 19 日を予定しています。なお、本件の現地業務では全日程アビジャン市内に滞在する計画です。

JICA の調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括/協力企画 (JICA)

イ) 保健プログラムアドバイザー (JICA が別途契約中のコンサルタント)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA コートジボワール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間)

については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇔フランス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 保健第一グループから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・国別研修「母子保健システム強化」業務完了報告書(和文)
 - ・「保健プログラムアドバイザー業務」活動進捗報告書(第1回及び第2回)(和文、仏文)
 - ・本事業要請書(仏文)及び要請調査票(和文)
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・コートジボワール国 妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト業務完了報告書
[12376588.pdf](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上